

## ぺんてるグループ行動規範

このぺんてるグループ行動規範は、ぺんてるグループの全ての役員、従業員（パート、派遣社員等を含む、以下、役員と合わせて「社員」という）が遵守すべき基本的な内部規範を定めています。ぺんてるグループは、自らこの行動規範を遵守することを宣言するとともに、ぺんてるグループの全ての社員に対してこの行動規範を読んで、理解し、そして遵守することを要請します。

### 1. 法令の遵守

事業活動を行なう各国・各地域のあらゆる適用法令および規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行います。業務を遂行する際は、自らの業務に関連する全ての法令、規則および社内規則・会社方針を確認し、遵守します。

### 2. 人権の尊重

各人の人権を尊重するとともに、人種、民族、肌の色、宗教、信条、国籍、社会的身分、性別、年齢、出身または障がいの有無などによる不当な差別を排除します。

#### 2.1 雇用における機会均等

社員およびその他の応募者の求人、雇用、研修及び昇進について、人種、民族、肌の色、宗教、信条、国籍、社会的身分、性別、年齢、出身または障がいの有無、その他のビジネス上の正当な利益と関係しないことに基づく差別をしません。

#### 2.2 児童労働、強制労働の禁止

社員の雇用・労働にあたっては、各国、各地域の法令に準拠して、就業可能な最低年齢に満たない児童に対する労働はさせません。社員の意に反した強制労働もしくは奴隷労働、非自主的囚人労働または人身売買を用いません。企業の社会的責任に留意した調達を推進し、上記の不当な雇用・労働を行っている企業からの調達は行いません。

#### 2.3 差別の禁止、人格の尊重

不当な差別や嫌がらせのない、健康的で安全かつ生産的な職場環境を維持するように努めます。職場において、性的な誘いかけ、行為及び発言等のセクシャルハラスメント、人格を否定するようなパワーハラスメントならびに人種または宗教に関する中傷または冗談、その他、敵対的な職場環境をもたらすような発言や行為を行いません。

### 3. 職場環境の整備

安全と健康を守ることはすべてに優先するという考え方を基本として社員の安全衛生と健康および福利厚生に関する法令を遵守し、職場環境を整え、安全の確保に努めます。

### 4. 環境保全

事業活動において、地球温暖化の防止、資源の循環的な利用及び生態系の保全に配慮した製品及びサービスを目指し、事業活動が環境に与える負荷の軽減を絶えず追求していきます。かかる環境に関する基

本方針を遂行するため、法令に定める基準を満たす、またはそれを上回るための手段を継続的に追求し、調達先とともに実施していきます。

## 5. 製品・サービスの安全

ペんてるの製品やサービスを利用するお客様の安全は、最重要事項の一つです。開発、企画、デザイン、生産、販売及びアフターサービス等、事業活動のどの段階においても、製品とサービスの安全性を保つため、法令に定める基準を満たす、またはそれを上回るための手段を継続的に追求し、実施していきます。顧客への安全に関する説明や情報開示は、正確で、わかりやすく、見やすいものを目指します。ペんてるの製品やサービスに関して、事故や安全に関する問題が報告された場合は、速やかに事実調査を行い、原因を究明し徹底した再発防止に努めます。

## 6. ステークホルダーとの関係

健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求することが、企業としての社会に対する責任の基本をなすものです。株主、顧客、社員、取引先、消費者、ビジネスパートナー、地域社会またはその他の機関を含むステークホルダーとは、持続可能な社会を共に創るため、環境活動に関する情報開示と対話を実施し、持てる資源を最大限に活用し、いきいきとした社会を実現します。

## 7. 取引先との相互発展

商取引を行なう場合には、公正なルールに則った取引関係を築き、取引先との信頼関係を確立し、人権及び環境への配慮を行い、相互の発展をはかります。事業活動を行う各国・各地域において適用される独占の禁止、公正な競争、および公正な取引に関する全ての法令および規則を遵守します。

## 8. 地域との共存

それぞれの地域の歴史・文化および慣習などを理解・尊重して、地域社会への十分な理解を踏まえた企業活動を行うことで、地域社会との共存共栄を図ります。

## 9. 多様性の理解

各国、各地域で、多様かつグローバルな環境において事業活動を行っており、世界の国々の文化や慣習の違いを認識し、尊重することで、さまざまな価値観や個性を持つ人々が「働きやすく、活躍できる」職場環境を目指します。

## 10. 利益相反の回避

あらゆる事業上の判断および事業活動が会社にとって最善の選択となるようにこれらを行うとともに、会社の利益と相反する、金銭的またはその他の取引関係を、取引先、競合他社との間で持ちません。

## 11. 反社会勢力との隔絶

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為を行いません。